

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年7月28日
【発行者名】	日本生命2015基金特定目的会社
【代表者の役職氏名】	取締役 内山 隆太郎
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内三丁目1番1号東京共同会計事務所内
【事務連絡者氏名】	大和証券株式会社 山岸 成年
【電話番号】	03-5555-3427
【届出の対象とした募集内国 資産流動化証券の名称】	日本生命2015基金特定目的会社第1回特定社債(一般担保付)
【届出の対象とした募集内国資 産流動化証券の金額】	500億円
【縦覧に供する場所】	日本生命2015基金特定目的会社 東京都千代田区丸の内三丁目1番1号東京共同会計事務所内

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成27年7月10日に提出した有価証券届出書並びに平成27年7月14日、平成27年7月17日及び平成27年7月24日に提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、本特定社債の利率等の条件を決定しましたので、これらに関連する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 (特定)社債((特定)短期社債を除く。)

2 内国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等

(2) 内国資産流動化証券の基本的仕組み等

7 利率

第二部 管理資産情報

第1 管理資産の状況

2 管理資産を構成する資産の概要

(3) 管理資産を構成する資産の内容

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____で示してあります。

第一部【証券情報】

第1【（特定）社債（（特定）短期社債を除く。）】

2【内国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等】

(2) 内国資産流動化証券の基本的仕組み等

<訂正前>

<前略>

本届出書で使用される以下の用語は、別途定義される場合を除き、それぞれ下記の意味を有します。

<中略>

「借入申込金額」とは、各個別貸付において発行会社が日本生命に対して貸付を希望する金額で、借入申込書に「借入申込金額」として記載される下記の金額（後記「管理資産の管理の方法、管理の形態及び信用補完の形態」(b)「信用補完の形態」「本件信用枠設定契約」ソの記載に基づき変更された場合には変更後の金額）をいいます。

平成28年8月5日の2営業日前に行われる個別貸付 34,305,600円

平成29年8月5日の2営業日前に行われる個別貸付 34,305,600円

平成30年8月5日の2営業日前に行われる個別貸付 34,305,600円

平成31年8月5日の2営業日前に行われる個別貸付 34,305,600円

(注) 上記各金額は、本届出書提出日現在の見込額であり、平成27年7月28日頃に決定される予定です。

<中略>

「個別貸付適用利率」とは、各個別貸付につき、下記の利率をいいます。

平成28年8月5日の2営業日前に行われる個別貸付 0.37%

平成29年8月5日の2営業日前に行われる個別貸付 0.40%

平成30年8月5日の2営業日前に行われる個別貸付 0.50%

平成31年8月5日の2営業日前に行われる個別貸付 0.62%

(注) 上記各利率は、本届出書提出日現在の見込の値であり、平成27年7月28日頃に決定される予定です。

<中略>

「信用枠金額」とは、137,222,400円（後記「管理資産の管理の方法、管理の形態及び信用補完の形態」(b)「信用補完の形態」「本件信用枠設定契約」ソの記載に基づき変更された場合には変更後の金額）をいいます。

(注) 上記金額は、本届出書提出日現在の見込額であり、平成27年7月28日頃に決定される予定です。

<中略>

「本件基金延滞利息」とは、最終本件基金償還期日において、本件基金拠出契約に基づき繰り延べられる本件基金元本の額につき、年0.336%（年365日の日割計算）で計算される延滞利息をいいます。

(注) 上記利率は、本届出書提出日現在の見込の値であり、平成27年7月28日頃に決定される予定です。

<後略>

< 訂正後 >

< 前略 >

本届出書で使用される以下の用語は、別途定義される場合を除き、それぞれ下記の意味を有します。

< 中略 >

「借入申込金額」とは、各個別貸付において発行会社が日本生命に対して貸付を希望する金額で、借入申込書に「借入申込金額」として記載される下記の金額（後記「管理資産の管理の方法、管理の形態及び信用補完の形態」(b)「信用補完の形態」「本件信用枠設定契約」ソの記載に基づき変更された場合には変更後の金額）をいいます。

平成28年8月5日の2営業日前に行われる個別貸付 41,452,600円

平成29年8月5日の2営業日前に行われる個別貸付 41,452,600円

平成30年8月5日の2営業日前に行われる個別貸付 41,452,600円

平成31年8月5日の2営業日前に行われる個別貸付 41,452,600円

< 中略 >

「個別貸付適用利率」とは、各個別貸付につき、下記の利率をいいます。

平成28年8月5日の2営業日前に行われる個別貸付 0.37%

平成29年8月5日の2営業日前に行われる個別貸付 0.39%

平成30年8月5日の2営業日前に行われる個別貸付 0.53%

平成31年8月5日の2営業日前に行われる個別貸付 0.62%

< 中略 >

「信用枠金額」とは、165,810,400円（後記「管理資産の管理の方法、管理の形態及び信用補完の形態」(b)「信用補完の形態」「本件信用枠設定契約」ソの記載に基づき変更された場合には変更後の金額）をいいます。

< 中略 >

「本件基金延滞利息」とは、最終本件基金償還期日において、本件基金拠出契約に基づき繰り延べられる本件基金元本の額につき、年0.406%（年365日の日割計算）で計算される延滞利息をいいます。

< 後略 >

7【利率】

<訂正前>

年(未定)%(第302回国債の流通利回り(年2回複利ベース)に0.10%を加えた率~同利回りに0.50%を加えた率を仮条件とします。)

(注) 上記利率は、上記仮条件により需要状況を把握した上で、平成27年7月28日頃に決定される予定です。

<訂正後>

年0.406%

第二部【管理資産情報】

第1【管理資産の状況】

2【管理資産を構成する資産の概要】

(3)【管理資産を構成する資産の内容】

< 訂正前 >

本件基金債権の概要

< 前略 >

(f) 利率

第1回本件基金利息計算期間 0.336%（1年を365日とする年率）

第2回本件基金利息計算期間 0.336%（1年を365日とする年率）

第3回本件基金利息計算期間 0.336%（1年を365日とする年率）

最終本件基金利息計算期間 0.336%（1年を365日とする年率）

(注) 上記各利率は、平成27年7月28日頃に行われる本特定社債の利率の条件決定後、変更されることが予定されています。

(g) 利息支払期日及び方法

< 中略 >

平成28年の本件基金	平成29年の本件基金	平成30年の本件基金	最終本件基金
利息支払期日	利息支払期日	利息支払期日	利息支払期日
168,000,000円	168,000,000円	168,000,000円	168,000,000円

(注) 上記各金額は、平成27年7月28日頃に行われる本特定社債の利率の条件決定後、変更されることが予定されています。

< 中略 >

管理資産を構成する資産に係る価格等の調査の結果及び方法の概要等

調査を行った者 公認会計士 荒川真司

調査の結果 平成27年7月8日現在の特定資産の価格
49,618百万円から50,223百万円の範囲

(注) 上記金額は、平成27年7月28日頃に行われる本特定社債の利率の条件決定に伴う本件基金債権の利率の決定後、変更される予定です。

調査の方法 公認会計士 荒川真司は、本件基金債権譲渡契約に基づき発行会社に譲渡される本件基金債権（特定資産）について、資産流動化法第122条に定める価格調査を行います。この価格調査は、平成10年10月28日付で日本公認会計士協会より公表された「『流動化目的』の債権の適正評価について」に示された評価方法に準拠して行われるものです。

< 訂正後 >

本件基金債権の概要

< 前略 >

(f) 利率

第1回本件基金利息計算期間	0.406%（1年を365日とする年率）
第2回本件基金利息計算期間	0.406%（1年を365日とする年率）
第3回本件基金利息計算期間	0.406%（1年を365日とする年率）
最終本件基金利息計算期間	0.406%（1年を365日とする年率）

(g) 利息支払期日及び方法

< 中略 >

平成28年の本件基金	平成29年の本件基金	平成30年の本件基金	最終本件基金
利息支払期日	利息支払期日	利息支払期日	利息支払期日
203,000,000円	203,000,000円	203,000,000円	203,000,000円

< 中略 >

管理資産を構成する資産に係る価格等の調査の結果及び方法の概要等

調査を行った者	公認会計士 荒川真司
調査の結果	平成27年7月28日現在の特定資産の価格 49,692百万円から50,288百万円の範囲
調査の方法	公認会計士 荒川真司は、本件基金債権譲渡契約に基づき発行会社に譲渡される本件基金債権（特定資産）について、資産流動化法第122条に定める価格調査を行います。この価格調査は、平成10年10月28日付で日本公認会計士協会より公表された「『流動化目的』の債権の適正評価について」に示された評価方法に準拠して行われるものです。